



令和8年2月6日

行方市長 高 須 敏 美 様

行方市情報公開審査会  
会長 百 瀬 勝 朗



行政文書部分開示決定処分に係る意見の求めについて(答申)

令和7年10月29日付け行総第230号で当審査会に諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 審査会の結論

行方市長(以下「実施機関」という。)が令和7年9月30日付け行都第539-2号により行った部分開示決定処分において、これを取り消し、「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業 旧水の科学館改修 歩廊 構造設計方針の確認図書 一式」の表紙、主体構造概要部分及び構造設計方針部分、「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業 旧水の科学館改修 歩廊 構造計算書 一式」の表紙、目次、構造計算概要及び付録部の地盤調査資料を開示とする、部分開示にすべきである。

### 2 審査請求及び審査の経緯

- (1) 審査請求人は、令和7年9月17日、行方市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条の規定に基づいて、実施機関に対し、霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業に係る「令和4年工作物審査請求書、同年工作物許可書」の開示を請求(以下「本件請求」という。)した。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を特定した。
- (3) 実施機関は、条例第7条第3号アの規定に基づき、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、同条第4号の規定に基づき、施設の構造等に係る情報が含まれており、公共の安全に支障を及ぼすおそれがあるため、部分開示決定を行い、令和7年9月30日付けで審査請求人に通知した。

- (4) 審査請求人は、令和7年10月6日付けの審査請求書により、実施機関に対し、部分開示決定処分を取り消し裁決を求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- (5) 当審査会の本件審査に際し、実施機関から、令和7年10月23日付けの弁明書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、本件審査請求について令和7年10月28日付けで実施機関から条例第20条第1項の規定に基づく諮問を受けた。  
※審査請求人からの反論書については提出なし。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「工作物審査申請書の申請図書(歩廊の構造設計方針の確認図書、歩廊の図面、歩廊の構造計算書)」について開示したとして、設計者の技術等が含まれた情報であっても、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれはない。また、施設の構造等に係る情報が含まれているとしても、公共安全に支障を及ぼすおそれもない。

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人が開示を請求し、部分開示決定処分とした「工作物審査申請書の申請図書(歩廊の構造設計方針の確認図書、歩廊の図面、歩廊の構造計算書)」には、設計会社がこれまで蓄積してきた技術経験を踏まえた使用部材及び規格の選定等、設計技術上の詳細な情報が記載されており、公にすることで設計上の技術的ノウハウが容易に模倣され、当該法人等の競争上の地位を害するおそれがあるため、不開示としたものである。
- (2) また、同文書には、構造上の特に重要な箇所等の詳細な情報が記載されており、公にすることで犯罪に利用されるおそれがある。また、他の情報と照合することで、施設への侵入や破壊などの犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にすることから、犯罪の予防及び公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としたものである。

### 5 審査会の判断

- (1) 条例第7条第3号アで規定する、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び同条第4号で規定する公に

することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれについては、行方市特有の規定ではなく、他の自治体の情報公開条例にも同様の規定がある。

- (2) 国の指針によると、利益を害することについては、法人の性格、権利・利益の内容、法人等と行政との関連性等を十分に考慮しながら、個別・具体的に判断する必要があるとされていることから、情報の不開示によって守られる法人の利益の保護をはじめ、憲法上で保護された権利を考慮する必要がある。
- (3) 公共の安全と秩序の維持に支障をきたすことについては、犯罪の予防、鎮圧等の観点から、その存否につき、実施機関が合理性を持つ判断をしているかを審査する。また、当該施設は不特定多数の利用がなされていることから、開示されることによる利用者への影響も考慮して審査する必要がある。
- (4) 実施機関が開示としたのは、「道路法、道路構造令他関連規定による工作物審査申請書」に添付された、「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業 旧水の科学館改修 歩廊 構造設計方針の確認図書 一式」、「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業 旧水の科学館改修及び増築工事 歩廊 図面一式」及び「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業 旧水の科学館改修 歩廊 構造計算書 一式」である。
- (5) まず初めに、「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業 旧水の科学館改修 歩廊 構造設計方針の確認図書 一式」の確認図書について、処分庁は、公にすることで設計上の技術的ノウハウが容易に模倣され、当該法人等の競争上の地位を害するおそれがあるため、不開示としたとあるが、本書に記載の主体構造概要部分は、現地において目視で確認できる基本的な内容であること、構造設計方針部分も一般的な知識や基準を羅列していることから、部分的ではあるが、条例第7条第3号アに該当するような技術的ノウハウが含まれているとは言い難い。
- (6) しかし、図面には施設の間取りが記載されており、その中には職員用の通用口等の施設への侵入が容易になる情報もあり、不特定多数の利用が想定される施設への犯罪の実行がより容易になることで犯罪を誘発し、その予防及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められるため、同条第4号に該当する。
- (7) 「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業 旧水の科学館改修及び増築工事 歩廊 図面一式」については、構造計算書の計算結果を基にしながら、立地箇所に合わせて作成するという設計会社の創意工夫が含まれており、公開し

た場合に、そのノウハウが安易に模倣され、競争上の地位が不当に害されることが認められるため、同条第3号アに該当する。

また、下記構造計算書と照合することで、より詳細に重要箇所の確認を行うことができ、不特定多数の利用が想定される施設への犯罪の実行がより容易になることで犯罪を誘発し、その予防及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められるため、同条第4号に該当する。また、構造計算書の性質上、施設の重要箇所について詳細な情報が記載されていること、不特定多数の利用がなされていることから、公開した場合にテロ行為や破壊活動が容易に行われるおそれがあると認められるため、同条第4号に該当する。

- (8) 「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業 旧水の科学館改修 歩廊 構造計算書 一式」については、発注者からの要望を受け、当該施設に必要な部材及び規格を選定し、強度計算を行っていることから、これまで蓄積してきた技術的経験を基に作成されていることは明白であり、公開した場合に、そのノウハウが安易に模倣され、競争上の地位が不当に害されることが認められるため、同条第3号アに該当する。

また、構造計算書の性質上、施設の重要箇所について詳細な情報が記載されていること、不特定多数の利用がなされていることから、公開した場合にテロ行為や破壊活動が容易に行われるおそれがあると認められるため、同条第4号に該当する。

- (9) しかし、歩廊の構造計算書の構造計算概要書部分については、建築業者であれば、通常知り得る基礎的な知識のみが記載され、何ら技術的なノウハウを含むものでないと認められるため、同条第3号に該当しない。

さらに、付録部の地盤調査資料については、調査方法が通常行われる地盤調査内容と類似していることから、何ら技術的なノウハウを含むものでないと認められるため、同条第3号に該当せず、公開したからといって犯罪を誘発するような情報を含むものではないため、同条第4号にも該当しない。

また、公開しても、直ちに周辺地価への影響といった、周辺住民の財産を害するおそれも考えられない。

- (10) 以上のことから、概ね実施機関の部分開示決定処分は妥当であるが、「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業 旧水の科学館改修 歩廊 構造設計方針の確認図書 一式」の表紙、主体構造概要部分及び構造設計方針部分、「霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業 旧水の科学館改修 歩廊 構造計算書一式」の表紙、目次、構造計算概要及び付録部の地盤調査資料については、

開示すべきだと考える。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

